



『東日本大震災』関連情報

平成 24 年 10 月 26 日

編集・発行

北塩原村住民課

☎0241-23-3113

Eメール

seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

■村内の各地区及び幼稚園・小中学校の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	北山地区 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
10月18日	0.094	0.113	0.161	0.124
10月24日	0.094	0.114	0.158	0.117

※測定方法は、文部科学省が設置したリアルタイム線量測定システムによる数値。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら幼稚園	裏磐梯幼稚園
10月18日	0.145	0.129	0.148	0.173	0.136	0.148
10月24日	0.150	0.120	0.146	0.179	0.139	0.143

※測定方法は、文部科学省が設置したリアルタイム線量測定システムによる数値。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-1333

■村内の公共施設等の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	北塩原村公民館玄関前	グリーンセンター玄関前	自然環境活用センター玄関前	保健センター玄関前	芙蓉保育園玄関前
10月18日	0.100	0.170	0.140	0.140	0.120
10月24日	0.120	0.160	0.150	0.140	0.130

※測定方法は、地面から1mの高さで測定 【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	明治大学セミナーハウスグラウンド	スポーツパーク桧原湖グラウンド	いこいの森ふれあい広場	村民体育館玄関前	村民グラウンド
10月18日	0.130	0.160	0.220	0.130	0.140
10月24日	0.140	0.160	0.240	0.130	0.150

※測定方法は、地面から1mの高さで測定 【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では10月16日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去84回実施しております。
検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課建設班 電話0241-23-3261

■原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について

損害賠償請求に関する東京電力による「巡回相談」が次により実施されますのでお知らせします。

- ・開催日時： 11月7日(水)、11月14日(水)、11月21日(水)、11月28日(水)
午前10時から午後4時まで
- ・会場： 自然環境活用センター

【問合せ先】総務企画課企画室 電話0241-23-3112

■自家用米（飯米、縁故米）の全袋検査にご協力願います！

今年度は、福島県全域で農家の皆様のご協力をいただきながら米の全袋検査を実施しています。

これは、未検査米が流通し、万が一、そこから基準値を超えた放射性物質が検出された場合、福島県では、これまで以上の「風評被害」を受ける可能性が高いため実施しているものです。

本村におきましても、順調に検査を行っておりますが、今後、農家の皆様には、「自家用米（飯米、縁故米）の検査」についてご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、検査には事前に予約が必要となりますのでご注意願います。

※管内では、JA以外の集荷業者でも検査が可能ですので、希望される場合にはご確認願います。

【問合せ先】JA会津いいで北塩原支店 電話0241-22-1844

役場農林課農林班 電話0241-23-1334

■「風評被害払拭用トラック」を貸し出ししています！

村では、北塩原村風評被害払拭用トラック（3t コンテナウイング式 全長5.8m）の貸し出しを実施しております。

これは、村民の皆様が原発事故による風評被害払拭に向けた農産物等の販売イベント等を実施する場合に活用できるものです。

9月27日と10月13～14日には、村農考会により「杉並区」において農産物直売による風評被害払拭事業が実施されました。

貸し出しの要件等、詳しくは村役場農林課にお問い合わせください。

【問合せ先】農林課農林班 電話0241-23-1334



■「野生きのこ」の出荷制限について

村内で採取された「野生きのこ」（ナラタケ）から食品衛生法の基準値(100Bq/kg)を超えるセシウムが検出され、10月18日に原子力災害対策本部より、村内で採取された「野生きのこ」すべての出荷等を差し控えるよう指示がありましたので出荷・販売・譲渡を行わないでください。

出荷制限されている市町村の「野生きのこ」については、自家消費もおすすめできません。

今後、「野生きのこ」のモニタリング検査を行いますので採取された方は農林課までご連絡ください。

【問合せ先】北塩原村農林課 電話0241-23-1334

■「栽培きのこ」を販売される方へ

「栽培きのこ」を出荷・販売する場合には、事前に福島県の放射性物質検査を受け、基準値以下であることが必要です。

検査は2段階となり、最初に年度毎の「生産資材（ほだ木又は菌床）」を実施し、次に「きのこ」（生産資材が基準値以下のものに限る）を確認しますので、検査を受けていない方は農林課までご連絡ください。

【問合せ先】北塩原村農林課 電話0241-23-1334

■自家用野菜等の放射性物質検査（無料）を実施しています！

「北塩原村農産物検査室」を北塩原村構造改善センター（北山）内に設置し、これまでの「自家用野菜」の他に「土壌」や「肥料」等の検査を実施しています。

なお、「きのこ」につきましては、放射性物質の吸収率が非常に高いことから、「野生」、「栽培」に関わらず事前に検査されることをお勧めいたします。

希望される方は、平日の午前9時から午後4時までに、下記の問い合わせ先に申込みをお願いします。

【問合せ先】北塩原村農産物検査室 電話0241-23-0536

■「ツキノワグマ」に注意してください！

今年は、福島第一原子力発電所の事故により、山菜・きのこを採取する方が減ったことや、ブナなどの堅果類が凶作であることなどにより「ツキノワグマ」が民家の近くで出没し、日中での出没も多くなっていますので、外出する際には、「笛」や「鈴」、「ラジオ」などの音が出るものを身に付けてください。

最近では、柿などの果樹を目的に出没する傾向がありますので、早めの収穫をお願いしますとともに、収穫しない果樹の伐採などにより、寄せ付けないようにご協力願います。

なお、目撃情報等がございましたら農林課までご連絡ください。

【問合せ先】農林課農林班 電話0241-23-1334